

八街市制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八街市が発注する建設工事、製造の請負、測量及び設計等の委託、物品の購入、物品の借り入れ並びに役務の提供（以下「当該工事等」という。）の契約において実施するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により入札参加者に必要な資格を定めて行う入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業担当課長 制限付き一般競争入札により契約相手方を決める当該工事等を所管する課長をいう。
- (2) 入札執行担当課長 総務部財政課長をいう。

(対象案件)

第3条 対象となる案件（以下「対象案件」という。）は次の各号とする。ただし、対象案件の性質、目的その他特別の理由により一般競争入札に適さないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 工事又は製造の請負のうち、設計金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む。以下同じ。）が200万円を超えるもの
- (2) 財産の購入のうち、設計金額が150万円を超えるもの
- (3) 物件の借り入れのうち、設計金額が80万円を超えるもの
- (4) 測量及び設計等の委託又は役務の提供のうち、設計金額が100万円を超えるもの

(入札参加者の資格要件)

第4条 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、入札書提出時点において次の各号に該当する者は、入札に参加できないものとする。

- (1) 八街市入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (2) 八街市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者
- (3) 八街市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第100号）に基づく指名除外の措置を受けている者
- (4) 八街市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に基づく暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者
- (5) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者である者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある監理技術者又は主任技術者（以下「技術者」という。）を専任で配置できない者。
- (7) 監理技術者においては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していない者
- (8) 建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過している者
- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は対象案件の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

2 前項に規定するもののほか、対象案件の種類又は性質により、入札に参加する者の資格要件を定めたときは、当該資格を有する者でなければならない。

(資格要件の決定)

第5条 前条第2項の規定により定める資格要件は、事業担当課長が入札執行担当課長と協議のうえ、入札参加資格要件等設定資料（別記様式第1号）を作成し、八街市建設工事等指名業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において審議し、その答申を受けて市長が決定する。

(公告)

第6条 市長は、一般競争入札に付すときは、地方自治法施行令第167条の6及び八街市財務規則（平成5年規則第14号）第123条の規定により、八街市電子調達システムの入札情報サービスへの掲載等により公告を行うものとする。

(事前審査方式における入札参加資格の確認申請)

第7条 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第2号）及び必要な添付書類（以下「資格確認資料」という。）を、申請期限日までに八街市電子入札システムを利用して提出しなければならない。ただし、事後審査方式の取り扱いは第15条に定めるとおりとする。

2 紙入札業者として参加する場合の取り扱いは、八街市電子調達システム運用基準3-7の規定によるものとする。

(設計図書等の配布及び閲覧)

第8条 契約書（案）、設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）の配布及び閲覧は、ちば電子調達システムで行うものとする。

(設計図書等に対する質疑)

第9条 設計図書等に対する質疑があるときは、公告に示す締切日時までに質問書（別記様式第3号）によりFAXで事業担当課長に申込むものとし、持参は受付けないものとする。

なお、質問用紙を提出した者は、必ず到着確認の電話をすること。

3 入札執行担当課長は、事業担当課長が作成した質問に対する回答書（別記様式第4号）を八街市電子調達システムの入札情報サービス等に掲載するものとする。

(事前審査方式における入札参加資格の確認)

第10条 第5条の事前審査方式における入札参加申請に係る入札参加資格の有無の確認は、次のとおりとする。

(1) 入札執行担当課長は、提出された資格確認資料に基づき、入札参加資格確認申請者一覧を作成し、選定審査会に提出するものとする。

(2) 選定審査会は、前項の資格確認の結果を審議し、市長に答申するものとする。

(3) 市長は、選定審査会の意見を聞いて資格の有無を決定するものとする。

(4) 資格の有無の確認は、申請期限日をもって行うものとする。

2 入札執行担当課長は、資格の確認結果を申請期限日から原則として12日以内（閉庁日を除く。）に八街市電子入札システムで行うものとする。

3 資格がないと認められた者は、前項の通知の日から7日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって入札執行担当課長に説明を求めることができる。

4 入札執行担当課長は、前項の説明を求められた日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答するものとする。

(入札金額)

第11条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税及び地方消費税を含まない金額（単価契約で当該金額に1円

未満の端数があるときは、少数点以下第2位までとし第3位以降の端数金額を切り捨てた金額）を電子入札システムに入力すること。

ただし、入札公告に特別の記載がある場合は、この限りではない。

（入札保証金等）

第12条 入札保証金は原則免除とする。

（入札金額内訳書の提出）

第13条 入札書に記載する金額は、入札金額内訳書記載の合計金額（消費税及び地方消費税を除いた価格）と一致しなければならない。

2 市長は、入札金額内訳書の提出の要否を定めた場合は、公告するものとする。

3 工事費内訳書の提出は、八街市電子調達システムを利用して提出しなければならない。

（入札の執行）

第14条 入札参加者は、開札の執行にあたり立ち会うことができる。

（事後審査方式における入札参加資格の事後確認）

第15条 事後審査方式における落札候補者に対する入札参加資格の確認については、次のとおり実施するものとする。

（1） 入札執行担当課長は、開札後、落札候補者に対し速やかに連絡し、一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第2号）とともに、公告で求められた書類（以下「資格確認書類」という。）の提出を求めるものとする。

（2） 落札候補者は、入札執行担当課長から資格確認書類の提出を求められた日を含め2日以内（閉庁日を除く。）に資格確認書類を提出しなければならない。ただし、入札執行担当課長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

（3） 市長は、資格確認書類に基づき審査し、落札候補者が入札参加資格を満たしていると判断した場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、一般競争入札参加資格確認結果通知書（別記様式第5号）により落札者へ通知する。

（4） 入札執行担当課長は、前号に基づき落札者を決定した場合は、入札参加者全員に連絡するものとする。

2 落札候補者が、提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位候補者」という。）を落札候補者とみなして、資格確認書類を確認するものとする。

3 前項において、次順位候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該次順位候補者を落札者とし、次順位候補者に入札参加資格がないと認めたときは、前項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

4 落札候補者となった者は、特別な理由がない限り、自ら辞退することはできない。また、落札候補者となったにも係らず落札候補者が辞退した場合は、当該案件と同日に落札候補者となった案件における落札候補者の資格も失うものとする。

（特例措置）

第16条 入札参加資格の確認において、建設業者に係る事業協同組合等のうち、官公需適格組合の経営事項審査の総合評定値通知書の総合評定値は、算出方法の特例により、客観点数に各々割り増しを行って算出した総合評定値とする。なお、算出方法は、入札参加者の資格等についての公告に基づくものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第17条 入札執行担当課長は、事後審査方式において、落札候補者が入札参加資格を有しないとされた場合は、その旨を事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書（別記様式第6号）

により通知する。

- 2 前項の規定により、通知を受けた落札候補者は当該通知を受けた日を含め3日以内（閉庁日を除く。）に、財政課に書面を持参し、その理由について説明を求めることができる。
- 3 入札執行担当課長は、前項の規定による書面の提出を受けた場合は、当該書面による説明を求められた日を含め、3日以内（閉庁日を除く。）に書面で回答を行わなければならない。

（秘密の保持）

第18条 申請者から提出された資格確認資料は、申請者には返還せず、また公表しないものとする。

（入札結果の公表）

第19条 落札者の決定後、八街市電子調達システムの入札情報サービスにおいて、速やかに公表するものとする。

（その他事項）

第20条 その他の事項については、次の各号のとおりとする。

- (1) 原則、資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。ただし、市長が必要と認めるときは、対象案件の内容等に関する説明会を開催するものとする。
- (2) 落札者の決定後、対象案件の契約締結までの間において、当該落札者が公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- 2 この要領に定めるもののほか、次の各号のいずれかに定めるところによるものとし、この要領及び次の各号のいずれかの規定に定めのない事項については、必要に応じて選定審査会の意見を聴いて、市長が決定するものとする。
 - (1) 八街市財務規則（平成5年規則第14号）
 - (2) 八街市電子調達システム運用基準
 - (3) 八街市電子入札約款
 - (4) 入札結果等の公表に関する事務取扱要領

附 則

（施行日）

- 1 この要領は、平成26年2月17日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に、制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領により公告され、入札執行されている案件については、当該要領の定めるところによる。

附 則

（施行日）

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に、制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領により公告され、入札執行されている案件については、当該要領の定めるところによる。

附 則

（施行日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。